避難所の再配置
届出避難所登録制度
について

令和８年１０月５日
長岡市危機管理防災本部

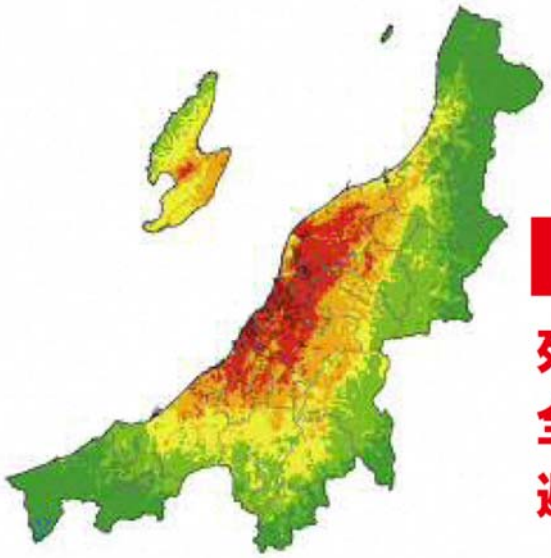
Ⅰ　今後、備えるべき災害

Ⅱ　長岡市の新たな取組

今後、備えるべき災害

M7.5

最も大きい被害
長岡平野西縁断層帯



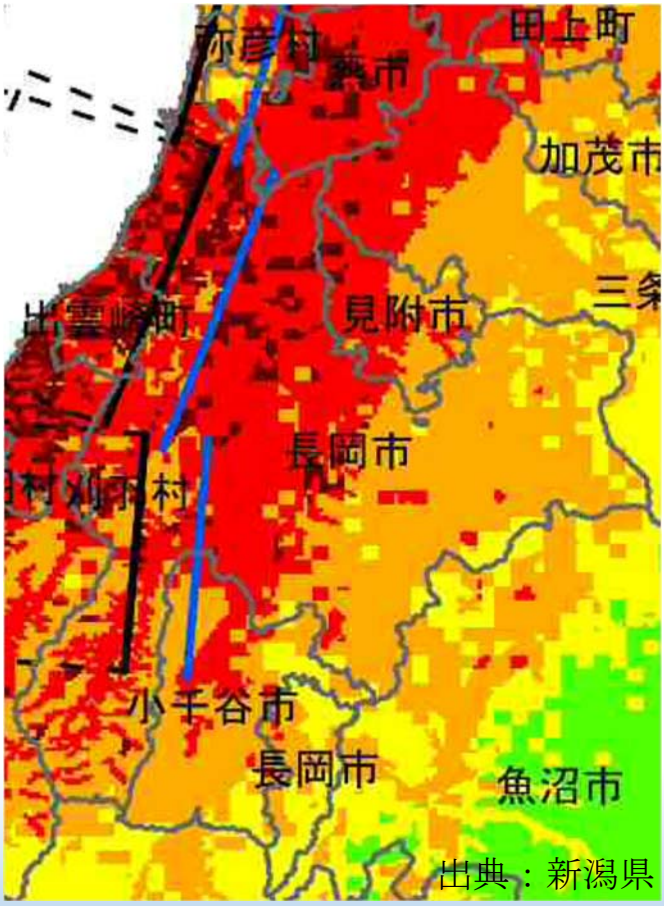
県全体の数値

想定被害

死　者	約8千人
全壊建物	約17万棟
避難者（最大）	約47万人

出典：新潟県

長岡市の被害想定



出典：新潟県

避難所への避難者数

約47,000人

（約19%）

建物の耐震性

・**1981年（昭和56年）６月１日以降**に建築確認を受けた建物は、「新耐震基準」により建てられている。

・**新耐震基準**：**震度６強～７**の地震でも建物が、**倒壊しない**ことを目標とした耐震基準。

地震発生時の避難行動

自宅の被害なし ➡ 在宅避難

（余震が心配な場合は、屋外や車中で一時避難）

自宅が損壊 ➡ ①親戚・知人宅へ避難

↘ ②指定避難所へ避難

↘ ③届出避難所へ避難

長岡市の新たな取組

１　避難所の再配置の実施

２　届出避難所登録制度の開始

避難所の再配置の実施

これまで　：　**量**の確保

⇒　デメリット

避難生活に適さない避難所、運営体制の確保

再配置後　：　**質**の確保

⇒　**メリット**

避難所環境の向上、支援内容の充実

継続する避難所

- 小・中学校、高校

⇒ 収容可能人数が多く、丈夫で安全性が高い建物

- コミュニティセンター、体育館、地域会館

⇒ 長期の避難所開設が必要になっても社会活動の再開に影響が少ない。

指定を取り消す避難所

- 保育園、認定こども園

⇒ 避難者の受入れと園児の引渡しとの並行が難しいほか、社会活動再開のために保育の早期再開が不可欠

- 廃校等廃止施設

⇒ 日常的な利用がなく衛生環境が整えられていない上、ライフラインが限定的

その他の避難所

- 小学校区ごとの避難所過不足の検証結果により、避難所の継続、取消し、新規指定を行う。
- 山古志地域の場合

 検証時のＲ７推計人口：741人（R8.9.1現在678人）

 避難率：21.28％

 ⇒ **想定避難者数：158人**

山古志地域の再配置方針

【山古志小学校区】　想定避難者数：158人

施設名	収容可能人数	方針	理由
山古志小・中学校	３６２人	継続	小学校、中学校
山古志体育館	４７８人	継続	体育館
虫亀地区センター（旧虫亀小学校）	１４８人	継続	地域会館
種苧原地区センター（旧種苧原小学校）	耐震なし	継続	地域会館
山古志地域福祉センターなごみ苑	―	取消し	検証結果
合計	９８８人		

届出避難所登録制度

- 制度概要

自主防災会等が身近な集会所等を自主的に開設・運営する避難所として届け出る制度

⇒ 災害時の市の物資支援等を円滑に！

- 最大の利点

普段から慣れ親しんだ身近な場所で、地域のみなさんで避難生活を送ることが可能

対象となる施設

- 地域の集会所、公民館、民間施設など
- 所有者・管理者の同意がある
- 避難できる床面積が５０㎡以上
- 災害種別に応じて、安全が確保できる

登録できる団体

- 地域の自主防災組織
- 自主防災組織のない町内会

※ 組織の代表者が市に届け出ます。

登録までの流れ

① 組織の代表者が届出書を提出

② 市が建物の安全性などを確認

③ 必要に応じて届出者と協議

④ 登録通知書を送付

受けられる支援

- 希望により市の物資を一部貸与
- 避難所として市が把握し、災害時の迅速な対応が可能
- 事前に把握することで、災害時に食事や物資などの支援が届きやすくなります

注意していただきたい点

- 市の指定避難所を開設しない場合は、支援ができません
- 簡単なマニュアルを用意しますので、避難者数など市への報告をお願いします
- 長期化する場合、市が指定する避難所に移っていただく場合があります

まとめ

避難場所	利用者	食料等物資	ストレス	市の取組 （下線部は新たな取組）
自宅や 親族宅 （耐震性あり）	家族や 親族	指定避難所 で受取り	低	・耐震化の補助 ・家庭内備蓄の啓発
届出避難所 （集会所等）	地域住民 のみ	指定避難所 で受取り	中	・制度新設 ・物資の貸与 ・災害時の円滑な支援
指定避難所 （学校等）	**誰でも**	直接避難所へ	高	・避難所運営体制の整備 ・簡易ベッドやテント式パーティションの配備 ・生活環境の向上のための避難所の再配置

長岡市の防災施策に

御理解、御協力のほど

よろしくお願いいたします。